

# 国有財産の売却（すぐに購入できる物件）

千葉労働局が実施した国有財産の一般競争入札において売払相手方が決まらなかったため、先着順で、売払申請書を提出された方1名に限り申請を受理し、国有財産を売却します。

## 1 売却物件

物件番号	所在	地目 (登記地目)	面積	用途地域	金額 (千円)	提出期限
2401002	富津市下飯野 1183-18	宅地 (山林)	154.86 m <sup>2</sup>	第一種中高層住居専用地域	1,858	H24.8.31

※ 売却物件の詳細情報（物件調書、明細図等）については、5 ページから 7 ページを参照してください。

## 2 受付期間、受付窓口

千葉労働局総務部総務課において、下記の受付期間内に随時受け付けています。

※ 物件の有無については日々変動します。申請にあたっては、事前に必ず下記の問い合わせ先までご確認ください。

### (1) 受付期間

受付開始日時 … 平成 24 年 8 月 20 日（月）午前 9 時から

受付終了日時 … 平成 24 年 8 月 31 日（金）午後 5 時まで

\* 受付は土日を除く午前 9 時から午後 17 時（12 時から 13 時を除く）までとなります。

### (2) 受付窓口 お問い合わせ先】

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係（国有財産売払入札担当）

所在地：千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 2F

電 話：0 4 3 - 2 2 1 - 4 3 1 1

## 3 申請方法

申請をされる方は、「普通財産売払申請書」（8 ページ）及び「誓約書」（9 ページ）に、必要な事項を記載・押印（実印）のうえ、必要書類を添付して、申請受付窓口へ持参してください。

### ○ 添付書類

#### ① 個人が申請する場合

- ・住民票抄本及び印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）

#### ② 法人が申請する場合

- ・登記事項証明書（現在事項全部証明書）及び印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
- ・「役員一覧」（千葉労働局所定様式）

#### 4 申請できない方

次に該当する方は、申請できません。

- ① 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条に規定する者
- ② 国有財産法第 16 条の規定に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

上記法令については、4 ページを参照してください。

#### 5 契約に付す条件

物件の売買契約には、次の条件が付されます。以下の(1)及び(2)並びに(3)の条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。さらに、国は、以下の(1)及び(2)並びに(4)の条件に違反していることが判明した場合、速やかに契約を解除いたします。

##### (1) 暴力団事務所の利用等の禁止

買受者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることをしりながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

##### (2) 風俗営業等の禁止

買受者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、またこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

##### (3) 実地調査等

- ① 国は、上記(1)及び(2)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。
- ② 買受者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

##### (4) 買受者の適格条件

買受者は、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはなりません。

# 購入手続きのながれ

## 1 申請書の提出

先着1名に限り、申請者として受付をいたします。  
同一物件で複数の方から同時に提出された場合は、抽選により申請者を決定します。  
申請様式は、「普通財産売払申請書」(千葉労働局の所定様式)によります。

### ○ 添付書類

- ① 「誓約書」(所定様式を使用してください。)
  - ② 「住民票」(法人の場合は「登記事項証明書(現在事項全部証明書)」)
  - ③ 「印鑑証明書」(発行から3ヶ月以内のもの)
  - ④ 「役員一覧」(法人の場合のみ提出)
- ※ 住民票・登記事項証明書及び印鑑証明書は発行から3ヶ月以内のものに限ります。

## 2 資格審査

申請者の資格審査に約10日程度の時間を要します。  
(申請書及び添付書類に記載された個人情報については、警察当局へ情報提供する場合があります。)

## 3 売却の決定

審査のうえ、売却相手方に決定した後、書面により決定をお知らせします。

## 4 契約の締結

売却相手方に決定した日の翌日から30日以内に売買契約を締結します。  
(30日目が土日・祝日の場合は、翌開庁日となります。)  
契約書は国(千葉労働局)が用意します。  
契約を締結しようとするときには、売買代金の1割以上の契約保証金を納付していただきます。  
契約書に使用する印鑑は、実印となります。  
契約書2通のうち、1通(国側所有分)に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。  
所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。

## 5 売買代金の支払

契約を締結しようとするときに納付された契約保証金と売買代金の差額を、契約締結日を含めて20日以内にお支払いただきます。(20日目が土日・祝日の場合は、直前の金融機関の営業日までとなります。)

契約締結時に、納付書をお渡ししますので、金融機関窓口からお支払ください。

## 6 所有権の移転

売買代金全額の入金が確認できましたら、国(千葉労働局)で所有権移転登記の手続きを行います。

所有権移転登記が完了しましたら、登記識別情報をお渡します。

以上で手続きは完了です。

参考

○ 予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第 70 条 契約担当官等は、売買、賃貸、請負その他の契約につき会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させることができる。その者を代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当り故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利得を得るために連合したとき
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - (4) 監督または検査の実施に当り職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当り、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争入札に参加させないことができる。

○ 国有財産法（抄）

（職員行為の制限）

第 16 条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

# 物 件 調 書

物件番号 **2401002**

最低売却価格 **¥1,858,000-**

所在地		富津市下飯野字大り塚1183番18			
住居表示					
現況地目 及び面積		宅地	154.86㎡	工作物	
				立木竹	
登記簿 記載事項	地番	1,183番18			
	地目	山林			
	数量	154㎡			
接面道路 の状況		北側 舗装市道 幅員約5.5m 法第42条第1項1号道路			
法令に基づく制限	建都 築市 基計 準画 法	区 域	市街化区域		
		用途地域	第一種中高層住居専用地域		
		地域・地区			
		建ぺい率	60%		
		容積率	200%		
		高度制限	第二種高度地区		
		防火指定	指定なし		
	その他				
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	無	負担の内容		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	特別負担の有無
	電 気	接面道路配線 有			
	公営水道	接面道路配管 有		北東舗装市道に埋設	※ 別記(その他参考事項)
	公営下水道	接面道路配管 無		未定 浄化槽設置:要	未定
	都市ガス	接面道路配管 無		未定	未定
交通機関	鉄 道	JR内房線「青堀」駅 約1km(道路距離) 徒歩約15分			
公共施設等		富津市役所	南方 約2.6km(道路距離)	徒歩約32分	
		青堀小学校	北西 約1.0km(道路距離)	徒歩約14分	
		富津中学校	南方 約0.9km(道路距離)	徒歩約8分	

参考事項	境界の状況等	<p>【境界標の状況】</p> <p>本地にかかる境界標については、平成19年3月に近隣者との確認のうえ全て敷設済。 上記境界標の現況について埋設状況確認済（平成24年5月23日）。</p> <p>【越境等の状況】</p> <p>隣接者の本地への越境は認められない。（植栽の枝葉の越境が見られることがある。） 本地と舗装市道側 1183-30 との境界線上において、本地のコンクリート基礎部分が一部越境している。</p>
	環境状況	<p>【自然的状況】</p> <p>地勢は概ね平坦、日照、通風、眺望は普通。</p> <p>【周囲の土地利用状況】</p> <p>近隣地域は、一般住宅、畑、空き地が見られる住宅地域である。</p>
	地下埋設物の状況	<p>【埋蔵文化財の状況】</p> <p>富津市教育委員会生涯学習課からの聴取によると、文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれない。 (本地は白姫塚古墳に隣接しているが、建築物の建築に関する規制はない。)</p> <p>【土壌汚染の状況】</p> <p>富津市環境保全課からの聴取では、土壌汚染対策法第3条に規定する有害物質使用特定施設とは認められない。また同4条の規定による調査命令は、平成23年9月1日現在発令されていない。同5条の指定及び同7条の命令もないことを確認した。</p> <p>【地下埋設調査の状況】</p> <p>本地においては、地下埋設物調査は未実施である。</p>
	その他参考事項	<p>【上水道】</p> <p>本地における上水道については、既に負担金等は清算されており、新たに加入負担金及び給水管引き込み工事費用が別途発生する。</p> <p>加入負担金：13mm → 105,000円    20mm → 283,500円    工事費用別途 設計審査手数料 → 1,500円    竣工検査手数料 → 1,500円</p>

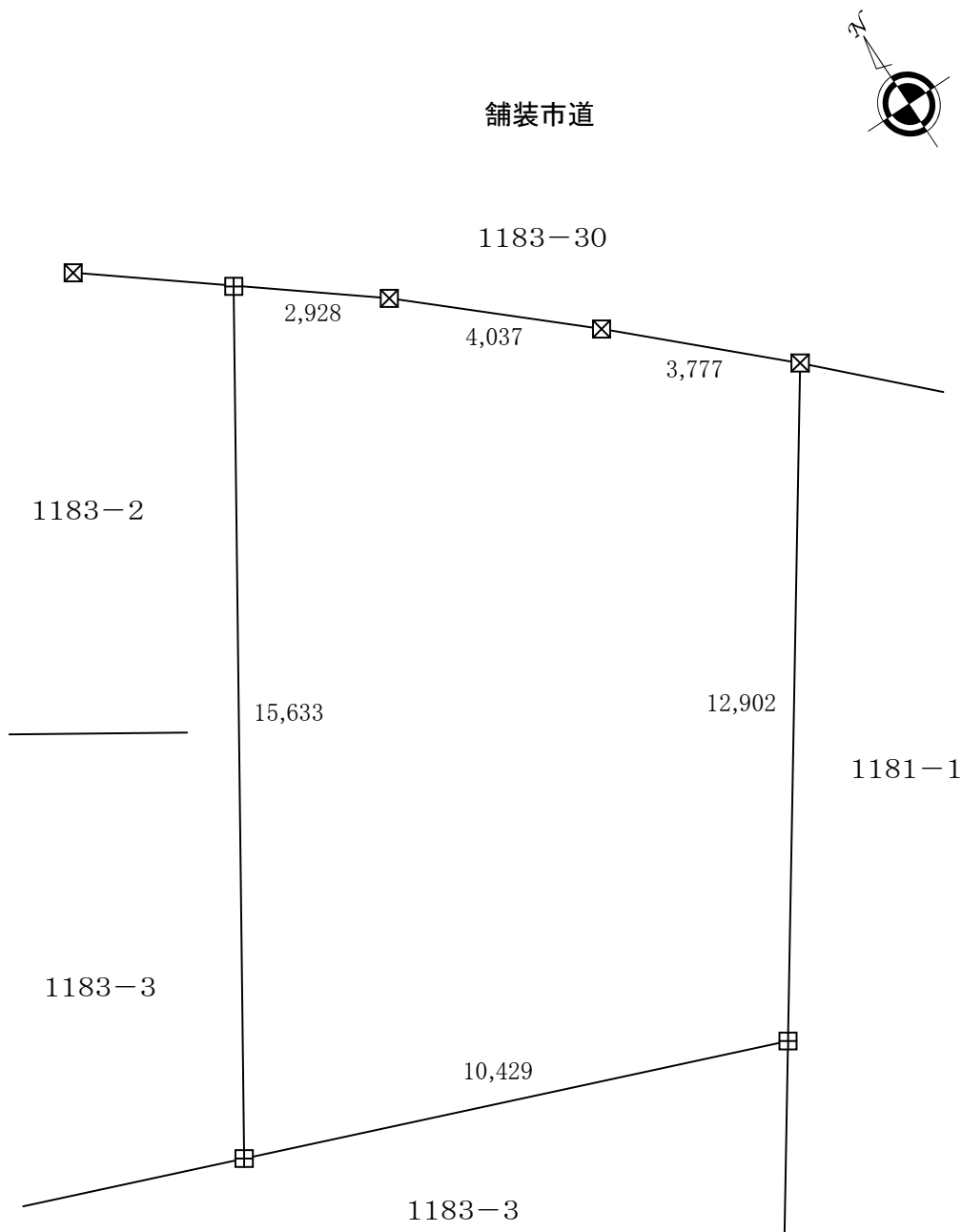
※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物件番号

2401002

明 細 図

富津市下飯野字大り塚1183番18



田 ... 富津市コンクリート杭  
☒ ... 民々コンクリート杭

平成 年 月 日

千葉労働局長 殿

〒    -

〒

所在地

申請者

〒

氏名  
又は  
名称

印

電話番号

( )

### 普通財産売払申請書

下記のとおり普通財産の売払を願いたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

所在地	区分	種目	数量	売払希望価格	使用目的	摘要
富津市下飯野 1183-18	宅地	山林	154.86 m <sup>2</sup>	円		



契約担当官  
千葉労働局長 殿

## 誓 約 書

- ( ) 私  
( ) 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1、契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2、契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

平成 年 月 日

住 所 :  
社 名 :  
代表者名 :

⑨